

富士宮市概算数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市が発注する建設工事について、積算業務の簡素化及び効率化を図り、円滑な事業執行を促進することを目的として、概算数量発注方式により発注する場合の取扱いに必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この試行要領において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「概算数量発注方式」とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、現地を実測、精査の上、設計数量の確定を行い、契約変更を行うものをいう。
- (2) 「概算数量」とは、設計図書に示した平面図及び標準断面図等の代表的な数量により算出した概算の設計数量又は詳細設計業務等の成果によらず算出した設計数量をいう。
- (3) 「工事計画図書」とは、契約後、受注者が工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果をもとに作成する施工数量の根拠となる平面図（標準横断面図）、構造図、展開図等の図面及び数量計算書をいう。

(対象工事等)

第3条 概算数量発注方式を適用する工事は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 原則として当初の設計金額が2,500万円未満の工事
- (2) 現地精査の結果と概算数量との乖離等により、工事費、工期に著しい影響を与えない工事
- (3) 構造計算や安定計算を必要としない、構造や形状等が著しく変化しない比較的単純な工事
- (4) 工事計画図書作成に当たり、現地精査に伴う調査、測量及び図面作成等に係る作業が過大となるおそれのない工事
- (5) 委託業務等による詳細設計図がない工事
- (6) 概算数量発注方式により発注するときは、工事担当課は事前に工事検査課と協議するものとする。

(当初設計図書の作成)

第4条 概算数量発注方式による場合は、特記仕様書を添付し、次のとおり当初設計図書を作成する。

- (1) 発注に先立ち、現地条件を的確に把握し、施工に必要な起終点や計画高などの設計思想を明確にした上で発注手続きを行うこと。
- (2) 設計金額は、施工予定箇所の概算数量に基づき積算し、算出するものとする。
- (3) 当初設計図面は、位置図、平面図、標準横断面図等を標準とする。
- (4) 設計書本工事費内訳書に概算数量であることを明示すること。なお、概算数量は、「標準横断面図×延長」で計上してよい。

(工事計画図書の作成費用)

第5条 受注者が施工前に行う工事計画図書の作成費用の計上は、次のとおりとする。

- (1) 工事計画図書作成費は、直接人件費として「土木一般世話役」相当を計上するものとし、想定する新規図面作成1枚あたり1.0人工計上とし、設計書内に想定枚数を明示すること。なお、工事計画図書作成枚数は、設計変更の対象とする。
- (2) 工事計画図書作成費は、共通仮設費の「準備費」に積み上げ計上する。
- (3) 工事計画図書の作成に必要な費用のうち、調査及び測量に要する費用は、通常行う設計図書の照査の範囲内であり、共通仮設費率(準備費)に含まれているため、費用の対象としない。

(工事計画図書の作成)

第6条 工事計画図書の作成は、各号のとおり行うものとする。

- (1) 契約後は、概算数量発注方式の目的に留意し、大幅な契約変更や安易な工事内容の変更を行わないようにするため、受発注者で現場立会を行い、発注者の意図を受注者に説明する。
- (2) 受注者は、施工に必要な現地調査及び測量を行い、工事計画図書を作成し、受発注者間で事前協議する。
- (3) 監督員は、工事計画図書の内容を確認し、問題がある場合は受注者に再提出を求める。
- (4) 受注者は、監督員からの設計変更指示書又は協議書等に基づき工事に着手する。

(設計変更)

第7条 工事計画図書に基づく設計変更については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 設計変更は、富士宮市建設工事設計変更事務取扱要領及び富士宮市設計変更ガイドラインに基づき行う。
- (2) 変更理由は「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」とするが、この他、施工条件の変更、軽微な変更以外の変更を指示する場合はこの限りでない。
- (3) 概算数量発注方式による現場精査に伴う変更における材料単価の取扱いについては、積算基準に従い積算するものとする。

附 則

この要領は、令和7年1月16日から施行する。